

議案第 15 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置の見直し等を行うための地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）が公布、施行されたこと等に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町町税条例の一部を改正する条例

第 1 条 箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則中第 18 項を第 19 項とし、第 15 項から第 17 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 14 項の次に次の 1 項を加える。

15 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 28 年度分の軽自動車税の税率の特例）

20 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車について、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定める表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車

第 29 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 29 条第 2 号ア(ウ)	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

(2) 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。)

第 29 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	2,000 円
第 29 条第 2 号ア(ウ)	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

(3) 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。)

第 29 条第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 29 条第 2 号ア(ウ)	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

第 2 条 箱根町町税条例の一部を次のように改正する。

第6条中「不服申立」を「審査請求」に改める。

附則第20項第1号中「第30条第1項第1号」を「第30条第3項第1号」に改め、同項第2号中「第30条第2項第1号」を「第30条第4項第1号」に改め、同項第3号中「第30条第3項第1号」を「第30条第5項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の箱根町町税条例附則第 15 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に新築された地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 第 1 条の規定による改正後の箱根町町税条例附則第 20 項の規定は、平成 28 年度分の軽自動車税について適用する。